

目 次

第1編 社会福祉法	6
第1章 総則.....	6
第2章 地方社会福祉審議会.....	10
第3章 福祉に関する事務所.....	11
第4章 社会福祉主事.....	12
第5章 指導監督及び訓練.....	13
第6章 社会福祉法人.....	14
第7章 社会福祉事業.....	18
第8章 福祉サービスの適切な利用.....	21
第9章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進.....	23
第10章 地域福祉の推進.....	25
第11章 雑則.....	30
第2編 生活保護法	31
第1章 総則.....	31
第2章 保護の原則.....	32
第3章 保護の種類及び範囲.....	33
第4章 保護の機関及び実施.....	35
第5章 保護の方法.....	37
第6章 保護施設.....	37
第8章 就労自立給付金及び進学準備給付金.....	38
第9章 被保護者就労支援事業.....	39
第10章 被保護者の権利及び義務.....	39
第13章 雑則.....	40

第3編	児童福祉法	41
第1章	総則.....	41
第2章	福祉の保障.....	47
第3章	事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設.....	49
第4章	費用.....	54
第7章	雑則.....	55
第8章	罰則.....	55
第4編	児童憲章	56
第5編	母子及び父子並びに寡婦福祉法	57
第1章	総則.....	57
第2章	基本方針等.....	60
第7章	母子・父子福祉施設.....	61
第6編	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	62
第1章	総則.....	62
第1章の2	基本方針及び都道府県基本計画等.....	62
第2章	配偶者暴力相談支援センター等.....	63
第3章	被害者の保護.....	64
第7編	老人福祉法	65
第1章	総則.....	65
第2章	福祉の措置.....	66
第3章の2	老人福祉計画.....	67
第4章の2	有料老人ホーム.....	68
第5章	雑則.....	69

第8編	介護保険法	70
第1章	総則	70
第2章	被保険者	72
第3章	介護認定審査会	73
第4章	保険給付	73
第5章	介護支援専門員並びに事業者及び施設	75
第6章	地域支援事業等	75
第7章	介護保険事業計画	76
第12章	審査請求	77
第9編	障害者基本法	78
第1章	総則	78
第4章	障害者政策委員会等	79
第10編	障害者総合支援法	80
第1章	総則	80
第2章	自立支援給付	83
第3章	地域生活支援事業	86
第4章	事業及び施設	87
第5章	障害福祉計画	87

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

【ご利用上の注意】

- 1 この条文集では、社会福祉に関連する法律等から、保育士試験の「社会福祉」での出題可能性が高いと考えられる法律等の条文を抜粋し、掲載しております（第4編「児童憲章」は全文となります）。

この条文集に掲載されていない条文は、「ポイント集」「予想問題集」の記述で十分である、または保育士試験で出題される可能性は低いと考えられますが、全文あるいは他の法律等をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）」（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）をご覧ください。

- 2 この条文集に掲載されている各条文の条文番号の後に、保育士試験の「社会福祉」における【重要度】を示しております。あくまで「社会福祉」における【重要度】であり、例えば、「児童福祉法」第39条は、「社会福祉」では【重要度C】でも、「保育原理」や「児童家庭福祉」では【重要度A】といった点にはご注意ください。

各【重要度】の意味は、以下のとおりです。

【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。

【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。

【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。

条文の途中で【重要度】が変わる場合には、「【以下、重要度O】」という形でその旨を示しております。

- 3 条文中の重要語句はゴシック体で強調しておりますが、必ずしもその語句だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。
- 4 条文というものは、そのまま読んでもその存在意義を理解することは難しく、頭にも入りにくいものです。したがって、普段の学習では、そのまま第1条から読んでいくということではなく、問題演習などを行って触れた条文の重要語句にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ条文知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1条からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 5 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。

第1編 社会福祉法【抜粋】

昭和26年3月29日法律第45号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における**共通的基本事項**を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの**利用者の利益の保護**及び地域における社会福祉（以下「**地域福祉**」という。）の**推進**を図るとともに、社会福祉事業の**公明かつ適正な実施の確保**及び社会福祉を目的とする事業の**健全な発達**を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義）【重要度A】

- ① この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
- ② 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。
 - 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する**乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設**を経営する事業
 - 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する**障害者支援施設**を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 協議会は、**要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者**（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は**特定妊婦**（以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第33条の7【重要度B】

児童等の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条又は第836条の規定による**親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求**又はこれらの審判の**取消しの請求**は、これらの規定に定める者のほか、**児童相談所長も、これを行うことができる。**

第9節 障害児福祉計画

第33条の19（抜粋）【重要度C】

- ① 厚生労働大臣は、**障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援**（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「**障害児通所支援等**」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「**基本指針**」という。）を定めるものとする。

第33条の20（抜粋）【重要度B】

- ① 市町村は、基本指針に即して、**障害児通所支援及び障害児相談支援**の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「**市町村障害児福祉計画**」という。）を定めるものとする。
- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

第6編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）【抜粋】

平成13年4月13日法律第31号

第1章 総則

第1条（定義）【重要度C】

- ① この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- ② この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- ③ この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

第2条の2（基本方針）【重要度C】

- ① 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- ② 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

第10編 障害者総合支援法【抜粋】

（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成17年11月7日法律第123号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第1条の2（基本理念）【重要度B】

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。